

【 高額療養費・食事療養費制度のご案内 】

○高額療養費制度について

高額医療費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った金額（一部負担金）が1か月（暦日：1日～末日まで）の自己負担限度額を超えた場合、超過分の金額が医療保険（保険者）から払い戻される制度です。*自己負担限度額は年齢や所得区分によって異なります。

病院窓口に『限度額適用認定証』や『減額認定証』をご提示いただきますと、医療費分の窓口負担額が自己負担限度額までで済みます。

～限度額認定証の手続きについて～

当院では、2023年2月よりマイナンバーカードの健康保険証利用へ対応を開始したことに伴い、オンライン資格確認によりご提示いただいたマイナンバーカードまたは健康保険証を用いて、負担割合や上限額等の確認が行えるようになりました。

原則として入院中は当該制度を利用させていただきますが、医療保険の加入状況が確認できない場合等においては、別途申請手続きをご案内する場合がございます。

なお、こちらの制度を用いて確認できる情報につきましては、ご加入されている保険資格に付随する情報となりますので、これまでと同様に毎月一度の健康保険証（マイナ保険証）または資格者証の提示をお願いいたします。

○入院時の食事療養費について

当院は、入院時食事療養費（1）の届出に係わる食事を提供しております。入院医療費とは別に1食につき下記の通りご負担いただきます。

入院時食事療養費の標準負担額（2025年4月～）

70歳未満	70歳以上	標準負担額	
上位所得者	現役並み	510円	
一般	一般		
低所得者	低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	90日まで	240円
		91日以降 (長期該当者)	190円
(該当なし)	低所得者Ⅰ	110円	

※低所得者にあたらぬ小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者は300円

入院費が高額になったときのために

～「限度額適用認定制度」「高額療養費助成制度」のご案内～

70歳未満の方

- 保険者が発行した「限度額適用認定証」を事前に1階「入院窓口」又はご入院中のナースステーションへご提示いただければ、医療費窓口自己負担額(月額)が下記の限度額までとなります。

所得区分	限度額(月額。月をまたぐ場合、月別にかかります。)		食事代 (1食あたり)
	3回目まで※1	4回目以降※1	
ア. 月収 83万円以上	252,600円 +(1か月間の総医療費-842,000円)×1%	140,100円	510円
イ. 月収 53～79万円	167,400円 +(1か月間の総医療費-558,000円)×1%	93,000円	
ウ. 月収 28～50万円	80,100円 +(1か月間の総医療費-267,000円)×1%	44,400円	
エ. 月収 26万円以下	57,600円		
オ. 低所得者 (非課税世帯)	35,400円	24,600円	240円 190円※2

★低所得者にあたらぬ小児慢性特定疾病児童等又は指定難病患者は、1食あたり300円。

70歳以上の方

- ・「Ⅰ」「Ⅱ」該当の方→保険者が発行した「限度額適用認定証」を事前に提示いただければ、医療費窓口自己負担額(月額)が下記「Ⅰ」「Ⅱ」の限度額までとなります。
- ・「Ⅲ」該当の方、認定証の申請をしない方→認定証が発行されず、医療費窓口自己負担額(月額)が自動的に「Ⅲ」の限度額までとなります。
- 1割負担、2割負担の方:医療費窓口自己負担額(月額)が下記の限度額までと決まっています(手続不要)。
- 低所得の方:「限度額適用・標準負担額減額認定証」を事前に提示していただければ、下記の限度額までとなります。

負担割合	所得区分	限度額(月額。月をまたぐ場合、月別にかかります。)		食事代 (1食あたり)
		3回目まで※1	4回目以降※1	
3割	Ⅲ. 月収 83万円以上	252,600円 +(1か月間の総医療費-842,000円)×1%	140,100円	510円
	Ⅱ. 月収 53～79万円	167,400円 +(1か月間の総医療費-558,000円)×1%	93,000円	
	Ⅰ. 月収 28～50万円	80,100円 +(1か月間の総医療費-267,000円)×1%	44,400円	
2割	月収 26万円以下	57,600円		
1割	低所得 (非課税世帯)	区分Ⅱ	24,600円	240円 190円※2
		区分Ⅰ	15,000円	110円

★低所得者にあたらぬ指定難病患者は、1食あたり300円。

※1:過去1年間での限度額該当回数。

※2:過去1年間に90日を超えて入院しており、長期認定を受けた場合

※食事代、保険外(TV・冷蔵庫代、診断書等、(病衣、オムツ代))料金は別途かかります。

※病院・おむつ代として・CSセットをご利用の方は、株式会社エランから請求書が郵送されます。

【限度額計算例】75歳3割負担の方が限度額「Ⅰ」認定証を提出し、総医療費60万円の場合
 $80,100円 + (600,000円 - 267,000円) \times 1\% = 83,430円 + 食事代 + 保険外料金$